

# 学 会 彙 報

昭和59年 6月30日

『教育行政学研究』第5号(1983)の刊行

## ○掲載論文

米国における指導主事の職務遂行形態に関する研究

菅井直也(広島大学大学院)

米国宗派学校生徒のための教科書無償化をめぐる教育判例の検討

古賀一博(広島大学大学院)

米国教育委員会制度の編成原理の展開(3)

岩永定(九州大学)

公立小中学校の学校経営における学校事務遂行の構造

岡崎公典(兵庫教育大学)

外国人留学生の大学入学

—入試方法を中心として—

中島直忠(大学入試センター)

## 〈文献紹介〉

19世紀イギリスの教育制度に関する文献・史料紹介

森川泉(広島修道大学)

昭和59年 8月23日

学会ニュース(第13号)発行

昭和59年11月10日

西日本教育行政学会 第6回大会の開催(広島修道大学)

## ○研究発表

ドイツ初等教育制度の展開と学校行政

—1918年～1983年を中心に—

前原健三(岡山女子短期大学)

ソビエトにおける大学予科の現状と課題

松永裕二(西南学院大学)

学校評価のあり方について

—米国の研究事例の紹介—

池田輝政(大学入試センター)

西ドイツの学校行政

—歴史的考察(6)—

織田成和(近畿大学)

市町村教育委員会に関する調査研究

堀和郎(宮崎大学)

加治佐哲也(宮崎女子短期大学)

19世紀イギリスにおける「中等教育」と中央教育行政機関の設置をめぐって

森川 泉(広島修道大学)

○総 会

(主要審議事項のみ)

1. 学会機関誌刊行規定申し合せ事項・『教育行政学研究』原稿執筆要領が以下の通り一部改正された。

申し合せ事項〈機関誌刊行規定関係〉

(旧規定) 3. 機関誌刊行は原則として8月初めとする。

(新規定) 3. 機関誌刊行は原則として3月上旬とする。

『教育行政学研究』原稿執筆要領

(旧規定) 8. 原稿締切は毎年5月末日とする。

(新規定) 8. 原稿締切は毎年12月末日とする。

2. 会長・副会長の任期満了に伴い、昭和60年4月1日からの次期会長に上原貞雄、副会長に田原迫龍磨が選出された。
3. 会長、副会長の改選に関連する、新事務局の所在地(申し合せ事項〈会則関係〉「3. 昭和57年度より3年の間、事務局は、〒730)広島市中区東千田町1-1-89 広島大学 教育学部 教育行財政学研究室に置く。」の変更)については、新会長、副会長に一任することが承認された。

昭和60年 3月31日

学会ニュース(第14号)の発行

# 西日本教育行政学会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第 2 条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換。
2. 研究会の開催。
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行。
4. その他の事業。

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第 5 条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第 6 条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額 3,000 円とする。

第 7 条 会員のうち、3 年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第 3 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 1 名 理事 4 名 監査 2 名 幹事 2 名

第 9 条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第 10 条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第 11 条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第 12 条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第 13 条 役員任期は 3 年とする。

## 第 4 章 会 計

第 14 条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事と協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行なう。編集、編集委員会その他刊行についての規定は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規定

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区2名、九州地区2名によって構成される。  
編集委員の任期は3年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局宛とする。

### 「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。  
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする)。
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2面に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。

引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

「教育行政学研究」編集委員

上 原 貞 雄  
嶋 枝 克 也  
堀 和 郎  
森 川 泉

印刷 昭和60年3月31日

発行 昭和60年3月31日

発行者 西日本教育行政学会  
〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号  
広島大学教育学部教育行財政学研究室内

印刷所 たくみ印刷  
〒733 広島市西区井口明神2丁目1-21

## Studies on Educational Administration

---

- Kazukiyo KONO** : A Review of Organizational Climate
- Izumi MORIKAWA** : The Growth of Educational Authorities on Secondary Education during the Latter Half of the 19th Century in the United Kingdom (1)  
— On the Recommendations by the School Inquiry Commission (1864-1868) —
- Katsuya SEMBA** : A Study on the Historical Development of the Federal Agency of Higher Education in the United States  
— With Reference to the Agency of Higher Education within the Office (or Department) of Education —
- Sadao UEHARA** : On the Modifications of The traditional Character of American Educational Administration
- Kazuo HORI** : Survey Research on the Politics of Education at the Local Level  
**Tetsuya KAJISA** : — focused on school board and superintendent —
- A Selected Bibliography**
- Mutsuo NISHI** : Educational Administration in the Local Communities  
— Some Community studies on Education in the Postwar Reform —
- 

No.6

December 1984

edited by

**Nishi Nippon Society for Educational Administration Research**